

令和2年5月29日

生徒・保護者の皆さんへ

県立秦野総合高等学校長

緊急事態宣言解除に伴う教育活動等の再開について

このことについて、令和2年5月5日付け教育長通知「国における緊急事態宣言延長に伴う県立学校における臨時休業等について」により、県立学校について、5月6日までの臨時休業の期間を5月31日までとしているところです。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、令和2年5月25日をもって解除されたことを受け、令和2年6月1日以降は、「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン(高等学校・中等教育学校)」に基づき、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きなければならないという認識の下、生徒の健康の安全に慎重に対応するため、感染リスクの小さい分散登校から始め、時差通学・短縮授業など、段階的に学校における教育活動を再開します。

感染拡大防止による安心・安全の確保を第一に考えておりますので、ご理解ご協力を頂きますようお願いいたします。

6月1日(月)～5日(金)【登校日1回】

各学年1回、半日の登校日を設定。ガイダンス、ホームルーム、課題の提出・質問などクラス・科目の連絡等を行います。

6月8日(月)～ 段階的な再開スケジュールは末尾の【登校方法パターンとその概要】をご覧ください。

① 分散登校Ⅰ・Ⅱ

週の登校回数を制限し、(週2回から3回へ段階的に増加します。) 半日単位で学年の半分ずつで登校し、校内に滞在する人数を減少させます。再開の初期は教室内の人数を20名以内とします。

② 時差通学

朝8時台、夕方17時台の通勤時間のピークを外し、午前9時40分登校、午後13時10分登校として、校内滞在時間を初期は3時間その後6時間と増やしていきます。

しばらく昼食は必要ありません。定期の購入については、登校回数を考えて検討してください。

③ 短縮授業

40分授業×3から80分×3へ段階的に増加します。

④ オンライン学習(朝のHR・家庭学習・面談等の実施)

登校がない日はオンラインのホームルームの後、課題等による家庭学習を実施し、午前中に登校した場合は、午後は自宅学習です。

学校再開後もオンラインによる家庭学習が継続されることとなりますので、インターネット環境の整備につきましては、引き続きご理解・ご協力をお願いします。

⑤ 夏季休業の短縮と土曜日授業

8月7日(金)～8月24日(月)の18日間を予定しています。

再開後はこれまでの状況を補填するため長期休業を短縮することとします。

⑥ 通常登校

感染拡大が順調に収束に向かう場合

上記①～④の取り組みを通常登校に向けて徐々に移行します。

登校回数・授業時間を増加させ、昼食をはさんで午後の授業、部活動なども始まります。

(収束が遅ければ分散登校・短縮授業等を継続。)

※感染拡大の第2波や校内での感染などによる臨時休業も想定しオンライン学習については、通常の授業と同等の扱いで継続していきます。

⑦ 休業期間中の学習評価

家庭における課題学習(評価)＋授業(評価)によって科目の履修と習得を認定します。

ご家庭によってはインターネット環境が違うことから、学校再開後の課題提出も想定しています。

学校が再開され、分散登校・短縮授業等を含む一定期間の授業が実施できれば課題の振り返りを含めて7月末から前期定期テストの実施を予定しています。

⑧ 大学入学者選抜

6月初旬に文部科学省より「令和3年度大学入学者選抜実施要項」でスケジュールや大学入試共通テストの内容等について示されます。

総合型選抜(AO)、学校推薦型(指定校)の選抜方法や出願時期が変更されることも考えられます。

⑨ 部活動

インターハイ、高校野球大会、全国総合文化祭の中止などで3年生の皆さんには、部活動の集大成の場を絶たれたという思いがあると思います。悔しい思いは頑張ってきた人ほど強いと思いますが、後輩の指導育成や受験に向けて気持ちを切り替えて頂ければと思います。

感染予防ということから、分散登校が続く間は、皆さんが集まって活動することは制限されます。全生徒が登校できる時差通学の時期あたりから、密を避けて短時間の活動から始めます。校外活動については現在、通常登校が始まってからとなっています。1年生の部活動登録に向けては、それぞれ働きかけをしてください。

⑩ 学校行事

文化祭・球技大会・研修旅行などについては、今後連絡します。

⑪ 学校における感染拡大の防止 HPに掲載の「学校再開に向けて」を参照してください。

校内で一人でも感染が発生した場合には、臨時休校になります。毎朝の検温などで健康状態を把握し、発熱や咳等の風邪の症状が続いたり、倦怠感(強いだるさ)のある場合には登校せず、自宅休養または医療機関に相談する等の対応をしてください。自宅休養等した場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合」などとして扱います。

また、学校で体調が悪くなった場合には、保健室で休ませることはせず、すぐに帰宅していただくこととなりますので、ご家庭での連絡、受け入れについて予め話し合っておくようお願いいたします。

「新しい生活様式」にあるように、登下校時・校内における生活では人との距離、マスク着用や手洗い・咳エチケットなどを徹底してください。

授業等の学習活動においては「密閉」「密集」「密接」の3つの密を避け、教室の机など学習施設の消毒等で感染防止に取り組みます。

- ⑫ 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する根拠のない誤解や偏見に基づく、差別・中傷などが無いよう、正しい情報に基づく指導をしていきます。

【登校方法パターンとその概要】

	期間	区分	内容	登校人数	クラス人数	部活動
1	6/1(月) ～5(金) 1週間	準備期間	各学年週1回登校日 120分間程度を予定	200名程度	20名	活動自粛
2	6/8(月) ～6/20(土) 2週間	分散登校Ⅰ	各学年週2回登校日 滞校時間3時間以内 40分×3 (昼食なし)	200～300名程度	20名	活動自粛
3	6/22(月) ～6/27(土) 1週間	分散登校Ⅱ	各学年週3回登校日 滞校時間3時間以内 40分×3 (昼食なし)	200～400名程度	20名	活動自粛
4	6/29(月) ～7/4(土) 1週間	時差通学 短縮授業Ⅰ	全生徒毎日登校 滞校時間4時間以内 40分×3 (昼食可)	全生徒	40名	制限付き実施
5	7/6(月) ～8/29(土) 2か月程度	時差通学 短縮授業Ⅱ	全生徒毎日登校 80分×3 (昼食あり)	全生徒	40名	制限付き実施
6	8/31(月)～	通常登校	全生徒毎日登校 105分×3 (昼食あり)	全生徒	40名	配慮のもと実施
	夏季休業	8/7(金)～8/24(月)の18日間				

問合せ先
副校長 内田
電話 (0463)82-3194 (直通)